

## ⇨ 同族会社の判定基準の改正

**Q** : 商法改正による、金庫株解禁とのからみで、税法の同族会社の判定基準が改正されたと聞きました。改正内容を教えてください。

**A** : 会社の保有している自己株式は、判定の基礎となる発行済株式総数から除くことなど、一定の改正がなされました。

### 【解説】

商法改正で、自己株式（金庫株）の取得と保有が解禁になったことに伴い、税法の同族会社の判定基準も次のように改正されました。

- ① 判定する会社の発行済み株式総数から、その会社の保有している自己株式を除く。
- ② 上位3位の株主から、自己株式を保有する判定会社自体を除く。
- ③ 同族会社と判定される同族関係者の持株割合を50%超（改正前・50%以上）とする。

この改正により、次のような持株割合の会社は、同族会社から非同族会社になりますので注意してください。

（転換前）

同族関係者※60%	その他 40%
-----------	---------

※同族株主持分のうち20%を自己株式として取得 ↓

（転換後）

同族関係者40%	その他40%	*自己株20%
----------	--------	---------

（\*判定基礎から除外）

これは、自己株式の取得で判定の基礎となる分母の株式数が減少し、同族関係者の持株割合（この場合ですと  $\frac{40\%}{40\%+40\%}=50\% \leq 50\%$ ）が変わるからです。

